

共同募金配分申請にかかる審査基準の設定について

平成30年2月22日 配分委員会

1 審査基準設定の趣旨

共同募金運動のメインテーマ「じぶんの町を良くするしくみ。」に基づき、寄せられた配分申請の中から地域をより良くする事業を選び、または審査の過程で事業内容を再考してより良い企画をつくりながら、配分をする側・受ける側が協働して地域福祉を推進するための配分ができるよう、審査基準を設ける。

2 審査基準の6つの柱

次の(1)～(6)の観点から、申請者や申請事業の「社会や未来を変えようとする意欲」を評価する。各観点の評価を数値化し、各申請事業を客観的に比較するよう努める。

(1) 的確かつ具体的な課題把握

- ①解決しようとしている課題が具体的かつ的確に表現されているか。
(対象となる人が、どのような状況に置かれ、何に困っているか…など)
- ②現在または将来の社会情勢・周辺状況を客観的に捉えているか。
(対象地域におけるニーズの増減見込み、社会資源の変化、制度改正…など)
- ③申請団体の活動規模に合った課題の捉え方をしているか。(世界や日本の課題を語っていないか。)

(2) 基本的な企画力

- ①ターゲットは明確かつ具体的か。(“一般住民”では効果的なアクションは起こせない。)
- ②企画から周知、実施までのプロセスに工夫はあるか。
- ③費用対効果は適切か。また事業規模は申請団体の活動規模に合っているか。

(3) 民間性の高い柔軟な解決方法

- ①制度の狭間を埋めるべく、多様な分野・機関・職種等との連携を図ろうとしているか。
また、具体的・日常的・貢献的に地域と関わり、地域福祉の推進に努めているか。
- ②“共感”を軸に、様々な協力者を得ようとしているか。(ボランティア、企業の協力など)
- ③“ソーシャルインクルージョン”(社会的包摂)※の観点での工夫はあるか。

※全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

(4) 客観的な目標と、達成に向けた発展性のある計画

- ①解決しようとしている課題と整合性のある目標となっているか。
- ②検証可能な目標か。(数値や状態などで客観的に表せるか。)
- ③目標達成に向けて、3か年程度の段階的なストーリーが描けているか。
(目標に発展性があるか。単なる現状維持・原状回復となっていないか。)

(5) 実現のための基礎体力・堅実性

- ①会則や定款、事業報告や決算、事業計画や予算などは、基準どおりに調っているか。
- ②財政的な自己負担能力は十分か。
- ③今後、配分がなくなっても事業を継続できる見込みがあるか。

(6) 申請事業の波及効果（何がどう変わるか）

- ①申請団体にとって／受益者にとっての変化はあるか。
- ②その業界として／その地域としての変化はあるか。
- ③社会全体としての変化はあるか。

3 特に申請の多い事業の審査基準

機関誌・情報誌発行、福祉大会等の開催、講演会等の実施、車両購入については、特に申請が多いため、別紙のとおり具体的な基準を設けて審査にあたる。

4 その他留意事項

(1) 事業経費配分及び県社会福祉協議会配分の再申請について

配分要領では「同一事業を同様の内容で受配できるのは連続3年までとし、相当期間を空けなければ再申請できない。」となっている。以前は1年空ければ再申請できる規定となっており、申請内容の見直しがないままの再申請をも受け入れ、結果的に配分のマンネリ化を改善できなかった。

その経過を踏まえ、今後は、再申請事業については、他の申請より厳格に上記2・3の基準を適用し、改善等がみられない場合は配分を見送ることとする。

(2) 申請者の責任において当然実施すべき事業への配分について

例えば施設の経年劣化等による計画的な改修・修繕や、運営安定化のために利用者等を確保することが主目的の事業など、申請法人・団体・施設等が存在する限り当然に行われるべきであると判断した事業に対しては、原則として配分しない。

(3) 財政的に余裕のある法人等への配分について

財政的に余裕があると認められる法人等（特に社会福祉法人で、原則、申請年度の前年度の決算において「社会福祉充実残額」がある場合）の申請については、配分の可否を慎重に検討することとする。

(4) 審査基準の公表について

配分をする側・受ける側の双方が納得のうえで審査を行い、協働しながら効果的に福祉課題を解決していくために、この審査基準を公表し、申請希望者に示すこととする。

＜事業別の審査基準＞

1 機関誌・情報誌等発行事業

機関誌・広報誌等発行事業は、配分要領の規定により、単に発行事業としてのみでは配分対象とせず、会員・構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業の一環として発行する場合のみ配分対象とする。

このことを踏まえて、次の事項について詳細に確認する。

- ・申請団体が解決しようとしている社会課題が具体的かつ明確で、社会に伝えるべき内容か。
- ・掲載する情報に工夫があるか。ニーズや社会課題を捉えているか。
- ・配付方法に工夫があるか。会員以外への周知方法・ターゲティングは効果的か。
- ・ホームページ等との連動など、適切な情報発信に努めているか。

2 大会・講演会等

福祉大会や講演会、研修会などで、毎年定例的に開催するものについては、配分要領の規定により、解決しようとしている地域福祉課題を的確に捉え、実施後に具体的な効果が見込めるものに限り、配分対象とする。

このことを踏まえて、次の事項について詳細に確認する。

(1) 特に確認が必要な事項

- ・県民に訴えるべきものがより具体的であるか。

具体的な例) 相対的貧困の改善のために〇〇〇に取り組む

新たな難病指定に対する制度充実のために〇〇〇を要望する など

具体的でない例) 障害者が住みよい地域づくり、地域福祉の推進 など

- ・呼びかけ方に工夫があるか。

会員以外の参加促進、ホームページ等で大会宣言等の公表、マスコミへの周知など

- ・大会等と併せて講演会等を行う場合、講演内容は大会のテーマ等に合っているか。
- ・実施後、新たな連携や対象者の掘り起こしなど、課題解決に向けた具体的な動きが見込めるか。

(2) 講師等謝金に対する配分対象額の上限について

講師等の謝金に対する配分対象額の上限は次の「講師謝金に対する配分対象基準」とする。

なお、特にこれにより難しい場合は、配分委員会での妥当性を勘案して決定する。

講師謝金に対する配分対象基準

(単位：円)

| 区 分 | 県 内 | | 県 外 | |
|-----------------------------------|----------------|--------|--------|--------|
| | 1 時間 | 1 日 | 1 時間 | 1 日 |
| 大学教授、医師、弁護士、公認会計士、研修等の専門家、民間企業役員等 | 20,000 | 50,000 | 30,000 | 70,000 |
| 大学准教授、専門学校講師等 | 15,000 | 30,000 | 23,000 | 50,000 |
| 社会福祉施設長またはこれに準ずる者 | 10,000 | 20,000 | 15,000 | 30,000 |
| 社会福祉施設職員またはこれに準ずる者 | 5,000 | 10,000 | 10,000 | 20,000 |
| 公務員（行政職員）またはこれに準ずる者 | 1,000 | 5,000 | 10,000 | 20,000 |
| 上記の基準により難しい場合 | 配分委員会で協議・決定する。 | | | |

(3) 定例開催の大会・当番制の大会等への配分上限額の目安について

福祉大会等定例的なものやブロック大会等当番制のものについては、配分上限額の目安を次のとおりとする。

- ① 県大会クラス ----- 20万円（10年単位の周年記念大会等は5万円加算）
- ② 関東ブロック大会クラス ----- 30万円
- ③ 全国大会クラス ----- 40万円

3 車両整備配分

(1) 配分基準額について

①基準額設定の趣旨

申請の多い主要車種ごとに基準額を設定し、審査の充実化（単なる金額査定審査でなく、事業内容により配分の有効性を判断する）を図る。

②主要車種の事業費基準及び配分額基準

車両整備配分のうち、福祉車両、ワゴン車、バスについて、公益財団 JKA の補助方針等を参考に、以下のとおり設定する。ただし、これらはいくまで基準であり、申請事業内容によって柔軟に判断することは可能とする。また、特別装備のない車両等については、基準を参考に調整する。

| 主な車種 | 特別装備 | 概要 | 排気量クラス (cc) | 事業費基準 (千円) | 配分額基準 (千円) |
|------|-------------------|--------------------------------------|----------------|---------------|---------------|
| 福祉車両 | 座席リフト | 助手席又はセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備 | 660以下(軽) | 1,600 | 1,200 |
| | | | 661～1500 | 1,870 | 1,400 |
| | | | 1501～2000 | 2,670 | 2,000 |
| | | | 2001～3000 | 3,600 | 2,000 |
| | 車いす仕様 (スロープ式) | 車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備 | 660以下(軽) | 2,000 | 1,500 |
| | | | 661～1500 | 2,400 | 1,800 |
| | | | 1501～2000 | 3,340 | 2,000 |
| | | | 2001～3000 | 4,400 | 2,000 |
| | 車いす仕様 (リフト式) | 車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備 | 660以下(軽) | 2,000 | 1,500 |
| | | | 661～1500 | 2,140 | 1,600 |
| | | | 1501～2000 | 3,070 | 2,000 |
| | | | 2001～3000 | 4,000 | 2,000 |
| ワゴン車 | 乗車定員7人以上10人以下の乗用車 | 1400～2000 | 2,270 | 1,700 | |
| | | 2001～3000 | 3,070 | 2,000 | |
| バス | 乗車定員11人以上の中型自動車 | — | — | 2,000 | |

※公益財団法人 JKA の補助方針等を参考に作成。基準額は、車両本体価格、特別装備、受配表示経費を含むものとする。

※乗車定員については、幼児用車両は大人に換算して適用する。

(2) 審査基準について

①基準設定の趣旨

共同募金改革の実施により広域配分財源が縮小する中、特に車両整備配分については、確保できる配分財源に比べて申請が多く、すべての申請に対して十分に対応することが難しい状況にある。申請事業の優先順位をつける際の条件を予め設定し、配分審査の円滑化を図る。

②基準の運用

基準は、原則として二次審査の際に運用するが、配分計画に比べ申請が多く、全ての申請を二次審査の対象とすることが困難な場合は、基準を基に一次審査を行い、配分委員会に報告し、了承を得ることとする。

③基準

・基準 1

申請者（法人）が、前年度に車両整備配分、施設・設備・備品整備配分のいずれかを受けていないこと（ただし、受けているときは優先度を考慮する）。

・基準 2

申請者（法人）が、前々年度に車両整備配分を受けていないこと（ただし、受けているときは優先度を考慮する）。

・基準 3

申請者（法人）が、当該年度に他の配分（施設・設備・備品整備配分、事業経費配分、運営費配分）の申請を行っていないこと（ただし、申請しているときは優先度を考慮する）。

・基準 4

次の項目を基に、申請内容の必要性、有効性、及び緊急性等を考慮し、配分採択の優先度を決定する。

ア) 通所送迎（対象業務の実施に送迎業務が不可欠な場合に限る）に車両整備が必要なこと

イ) 地域福祉活動（在宅対象者のニーズに対応するものに限る）に車両整備が必要なこと

ウ) 日々の施設外送迎（入所者の生活支援に限る）に車両整備が必要なこと

エ) 障害者就労支援等の作業（日々の作業に不可欠な場合に限る）に車両整備が必要なこと

オ) その他（施設外活動、対象業務の実施に送迎が不可欠でない場合等）に車両整備が必要なこと